

48 クロフォードFサムス大佐の人と

業績

○吉見 契子・鈴木 明子

はじめに

「特に何とも思っていない普通のこと」の背景に、歴史の重なりがあり、重要な方向づけをした人がいることがある。今日の日本の社会保障（医療と福祉制度）の発展に大きな影響を及ぼした人達の中に、占領下GHQ（General Headquarters）の公衆衛生福祉局の局長をしていたクロフォードF・サムス大佐がいる。彼は日本国憲法第二五条、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」を書いた。（私信82年1月26日付）これを受けて48年に社会保障制度審議会が成立、翌年、社会福祉法、身体障害者法が制定された。その他にも、各

種の社会福祉立法や社会保険立法等の社会保障制度が設けられ、公衆衛生のための制度の整備も図られている。

サムス大佐の業績

当時、敗戦国の日本は焦土と化し、国民は飢え、住居や職業、病院や薬もない時代であった。GHQは社会保障制度に関する文書を出し、理念と到達目標を具体的に掲げたのであった。

「自分がGHQで働いていた時に60万人の身体障害者がいた。その人々の社会福祉を考えるに至って、ヘレン・ケラーを招いたり、東京に医学的リハビリテーションと職業訓練を目的としたモデルセンターを建てた。そして在任中、この様なセンターは18ヶ所に及んだ。社会保障は私の責任でした」89年12月、サムス退役準将の自宅にインタビューで訪れた鈴木を前に、彼は当時を回想して述べた。

アメリカから、医療・福祉・教育のトップクラスの専門家を招いて提言を受け、具体化した。医師やナースの教育期間の短さ、研修制度のなさを改善した。医学教育に関しては、暗記中心からこれまでになかったインター

ン制度が加えられた。看護職の教育は、戦争中の中学校卒業2週間という養成から、高等学校卒業を最低規準としその上に3年間を載せた。

47年12月1日付のGHQの文章が、医療、教育、社会保障の面で日本の国家の基礎づくりになった。歴史に「もし」は許されないが、戦後の混乱期にサムス大佐がもし現状維持の人であったならば、日本の医学教育のレベルは、現在の様になっていなかったのではないかと思われる。

作業療法士の教育

作業療法教育においては、63年に学校が発足し、65年に「理学療法士及び作業療法士法」が制定された。35年後の今日では、百一五校で教育が行われており、一人を越す作業療法士を育てた。資格上も高等学校卒業3年の各種学校教育から、3年制短期大学、4年制大学、大学院の修士および博士課程もできつつある。今、作業療法士は医療・福祉の担い手の一員として、病院の内、外を問わず、包括的な医療サービスの実践に努めている。

価値観の多様化した現代社会では、一人ひとりのニ

ズがある。限りなく「人間として、生活者としての患者や対象者」「障害を持った人の心と身体」などのテーマを追求しなければならぬ。民主的な福祉国家をめざす国と、その理念をサービスの形で実践する医療職は、高度の技術を求め、行う必要がある。

サムス大佐の前半生をかけて練りあげ凝縮した医療職としてのヒューマニズムは、焦土の日本に蒔かれた。以来、今日の後を継ぐ人の心に根づき、受け継がれて脈々と続いていくことになるのであろう。QOLを求める社会保障従事者によって、病院内だけではなく、地域の病人、障害者、老人も生命の華を咲かせるために。

(北里大学医療衛生学部)